



議案第九十五号

団体営小河内地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決の一部
変更について

次のとおり団体営小河内地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十九年八月七日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年十二月五日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年拾貳月五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 契約金額中「三三、七〇〇、〇〇〇円」を「三四、二〇〇、〇〇〇円」に改める。

五 工事完成期限内「昭和五十九年十二月十日」を「昭和六十年一月三十日」に改める。